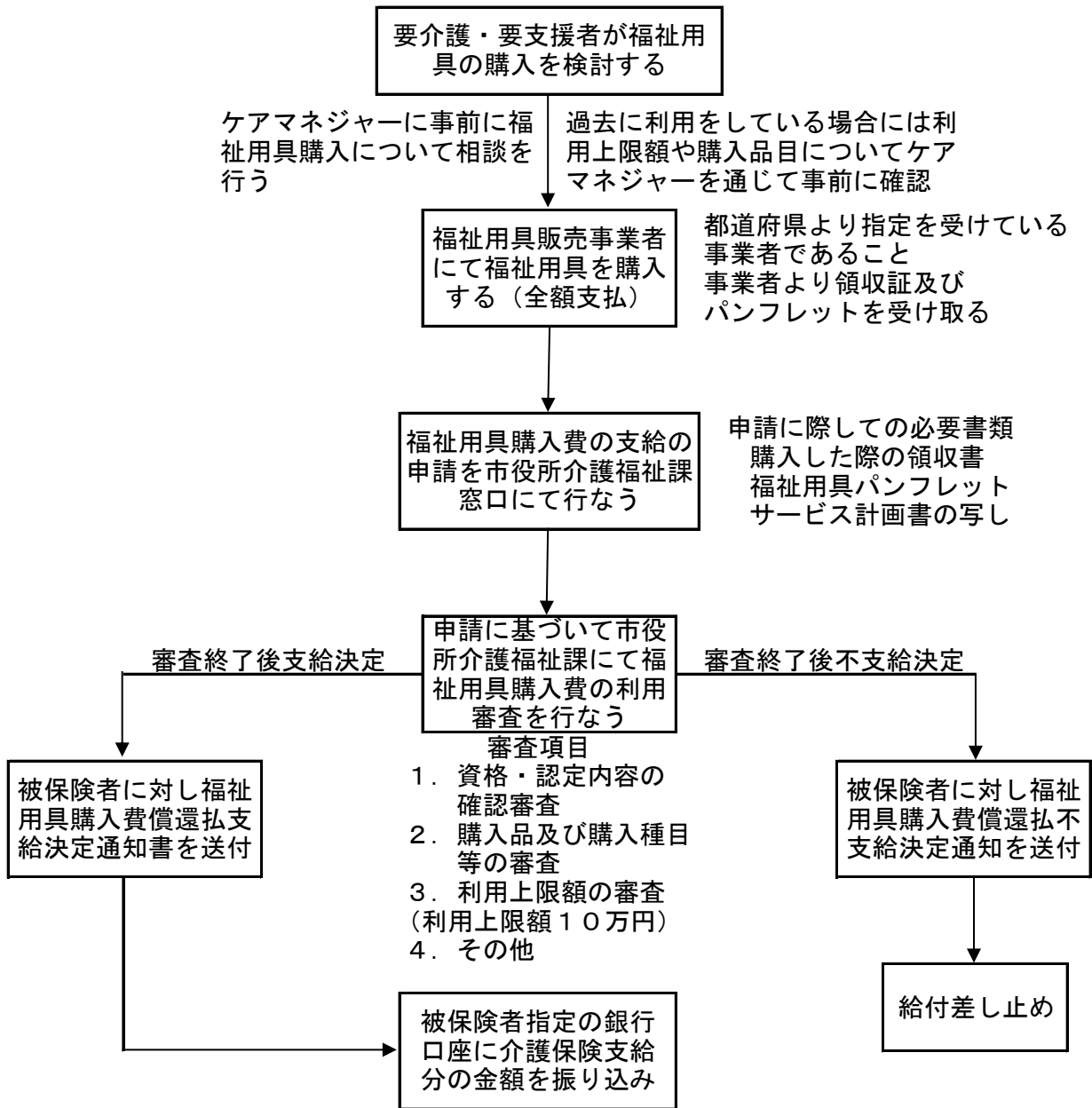


福祉用具購入費の利用の流れ



福祉用具購入における注意点

1. 福祉用具購入は、償還払いのため購入時の費用は全額自己負担となること。
2. 支給限度額があり、購入に際しては市への確認等が必要となること。
3. 市で行う審査に際して領収書等、添付書類が必要であること。
4. 同一種目の福祉用具購入費の支給を2回以上原則として行えないこと。
5. 福祉用具購入費の支給を受けられる種目が決められていること。
6. 支給上限額を超える購入費用については、全額自己負担となること。
7. 管理期間は、要介護・要支援認定の時期にかかわらず毎年4月1日からの12ヶ月間ごとに管理されること。
8. 転入や転出があっても当市での支給限度額には影響されないこと。

その他、利用に際して様々な注意点があるので、ケアマネジャーは相談の窓口として制度の理解を深めることが必要であると共に、不支給がありえるので購入の相談があるときは、市へ確認を行うことが重要となる。